平成２２年（フ）第３８号
大分県佐伯市常盤東町２番22号リバーサイドハイツⅡ402号
債務者　佐藤　容子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋10133番地８
債務者　仲西しのぶ（旧姓都原）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０１号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地15　県営桜ケ丘団地９棟206号
債務者　中間美智子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６０２号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目44番12号　伊牟田アパート102号
債務者　山田　勝仁
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７９２号
鹿児島県鹿児島市吉野町1942番地１、住民票上の住所鹿児島県肝属郡錦江町田代麓1406番地
債務者　鮫島　　忍
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７９３号
鹿児島県鹿児島市吉野町1942番地１
債務者　鮫島　孝子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７９５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4433番地
債務者　宅間千穂美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７９６号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番46―31号
債務者　迫　真由美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７９７号
鹿児島県鹿児島市桜ケ丘４丁目１番地の３市営住宅1532
債務者　横原チヨ子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８０１号
鹿児島県鹿児島市本名町635番地13
債務者　清水　善行
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８０９号
鹿児島県鹿児島市真砂本町５番14―23号
債務者　中元　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８９号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内11920番地４
債務者　粟ケ窪政利
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第９３号
鹿児島県南九州市川辺町平山2432番地３
債務者　原口　政美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第５０２号
沖縄県那覇市楚辺２丁目25番７号セントラルハイム南西904
債務者　吉野絵律紗（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１４４号
群馬県桐生市新里町新川953、住民票上の住所群馬県みどり市大間々町小平1094番地１
債務者　神山　武司
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１５１号
群馬県みどり市笠懸町久宮531番地25
債務者　小池　妙子（旧姓上島）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１２４号
新潟県上越市頸城区美しが丘1136番地66、申立時の住所富山県射水市足洗新町１丁目89番地
債務者　中村佐知子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
富山地方裁判所高岡支部